

## ○タウンミーティング議事録(概要)

日 時:令和3年10月7日(木)

午後7時から午後8時30分まで

場 所:八尾コミュニティセンター ホール

出席者:55人

### テーマ 第2次富山市総合計画後期基本計画(案)について

#### 【テーマの説明に対する質問】

なし

#### 【その他意見交換】

・大長谷地区は、通学が大変不便になっております。現在、小学生が通学しておりますが、最寄りのバス停まで親が送り迎えをして、それに乗って、学校に行っています。その距離が10キロほどあります。義務教育の通学について調べたところ、憲法では国が義務教育を用意し、親が学校に通わせるということになっています。次に、教育基本法では教育の機会均等のことが書かれています。教育の機会均等というのは、通学できるということも含めて、教育の機会均等ということが書いてあると読めます。この中には通学という言葉は入っていませんが、この通学の機会均等というのは通学というものを地方公共団体が準備するというように読めると思います。次に、へき地教育振興法第3条の5で「へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な処置を講ずること」となっています。それから、スクールバスに関する補助等に関する規定では、へき地における児童生徒の遠距離通学を緩和するためスクールバスの購入に際してはへき地教育振興法及び同施行令に基づき、一定の基準を満たした場合にスクールバスの購

入に対して国庫補助が 2 分の 1 適用されます。それから運営費の地方交付税措置では「小学校の児童、中学校の生徒の遠距離通学に供するため、市町村が運行するスクールバスの維持運営については、補正係数による措置が適用されています。同措置は民間委託運行、占有運行に関係なく対象となり、通学距離による対象の制限はなく、通学に供していれば、原則として対象とします」ということです。それから、先般開催された子どもと学校、地域の未来を育むワークショップの中の基本方針の主な内容の中で、望ましい通学距離は徒歩で2、3キロ、自転車で6キロ以内、徒歩、自転車で30～40分以内、スクールバス、公共交通機関を利用した場合は自宅から学校まで概ね1時間以内、このようにワークショップの中で説明されています。いずれにしても通学を地方公共団体が保障するとか、通学手段を確保するとか、そういう文言はどこにもありません。

しかし、これはやはり地方公共団体がちゃんと通学を確保するというように理解できるのですが、理解が間違っているのであれば、指摘をいただきたいということです。

(市長)

非常に難しい質問をされたと思っています。

確かに大長谷から八尾小学校、あるいは統合八尾中学校まで通うということになれば遠いということで、そこにお暮らしの方は、お子さんをそこで育てて、学校に通わせるということ、特に義務教育は保護者が義務を負うということです。大変に重要なことであるし、これは教育委員会の話が第一義的であり、市長部局はそれを支えるという立場ではありますが、おっしゃっていることも十分わかりますので、このように答えさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

そういう意味で言うと、市長としての意見というよりも私的な意見ということに捉えていただければと思います。憲法と教育基本法とへき地教育振興法の話がありました。おっしゃるとおりだと思います。日本国憲法においては、国民はその能力に応じて教育を受ける権利があるというように私は認識をしております。そしてその義務教育においては、その保護をするもの、保護者が受けさせる義務を負うものであります。ですから学校に

通わせることは親の義務、保護者の義務であると個人的には思います。そして、小中学校の義務教育においては、そこに平等な教育を提供することが使命であるとも考えています。

また八尾地域の場合、コミュニティバスは走っておりますが、スクールバスは走っておりません。コミュニティバスの場合、例えば正間、ここにはバス停があつて、そこまでバスが行っていますが、ダイヤや運行ルートを変更するということになると、その他の市民の方の足にも影響します。これはコミュニティバスでありますので、それは理解してもらえと思いますが、そのような難しい問題もあります。

富山市としては、このようなこともトータルに考えてコミュニティバスの運行、地域の交通には最大限の配慮をしております。加えて教育委員会も配慮していると思いますが、足らざる点があれば、ご意見も承りまして、教育委員会にしっかり伝えて、市の方でも、教育委員会の方でも考えていきたいと思ひます。市の立場で、はっきりと断じるわけにはいかないということもご理解いただきたいと思ひます。

・今、お話された家というのは私の家です。今まで4年送り迎えをして、あと9年送り迎えを続けなければならないという状況で、このまま送り続ける責任があるというのは承知しています。しかし、子どもたちの学校からの帰りが2時、3時になると、私も妻も仕事があり、簡単に迎えに行けないので、公共のバスに乗って帰ってきてもらっています。でも、公共のバスに乗ると、どうしても6時間目まで授業が受けられず、早退して自宅に帰ってきてもらう状況が続いています。うちとしてはやれることはやっているつもりなんです。どうしても子どもに十分に教育を受けさせてあげられない部分があります。何とか行政の方でも力添えがあれば助かりますので、よろしくお願ひします。

(市長)

保護者、親としては、そのような思いであると理解しております。真摯に受け取り、教育委員会にも伝えたいと思ひます。

※発言の一部を整理して掲載しています(広報課)